

世田谷区告示第 6 8 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項及び第 1 8 条の規定に基づき、特別区道路線を次のように認定し、新たに認定した道路の区域を決定し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和 8 年 9 月 3 0 日から 1 5 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 3 0 日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 認定番号

R 8 - 3

2 認定する起終点

世田谷区給田五丁目 1 2 番 5 5 から 1 2 番 5 7 まで

3 道路の延長

4 2 . 0 8 メートル

4 道路の幅員

6 . 0 0 メートルから 6 . 0 1 メートルまで

5 道路の面積

2 5 5 . 3 0 平方メートル

6 供用開始の期日

令和 8 年 9 月 3 0 日

案内図

	新たに認定する特別区道路線（供用開始）
---	---------------------

街区	給田五丁目 17番
----	-----------

